

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第69号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち1の表第5項第4号を次のように改める。

- (4) 省令第7条第1項の規定による再交付の申請及び省令第7条の3の2第1項の規定による再通知の申請の受理に関すること。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。